

米国市場をターゲットにした道産食品輸出促進事業 委託業務処理要領

1 目的

道内企業からは、米国への輸出ニーズがあるものの、アジアと比べると、市場動向等の情報入手の機会や商談の機会が少なく、また、米国における「北海道」の認知度も低いことから、米国市場への参入を目的とした実践的な研修会の開催、米国バイヤーとの商談会の開催、テスト販売を通じて、米国市場をターゲットにした道産食品の輸出促進に向けた取り組みを行う。

2 委託業務の概要

(1) 米国市場参入実践研修会の実施

米国市場への参入に向けて、米国市場の現状や消費者ニーズなどの情報を道内企業に提供しながら、販売力の向上を図る研修会を実施。

(2) オンライン商談の実施

道内企業と米国バイヤーによるオンライン商談を実施。

(3) 道産食品のテスト販売の実施

米国現地の小売店等において、道産食品のテスト販売を実施。

3 委託業務の内容

(1) 米国市場参入実践研修会の実施

ア 実施内容

以下の(ア)～(ウ)の内容を基本に、米国への道産食品の輸出及び現地小売店や飲食店での販路拡大に関心のある企業を対象とした初心者向けの研修会とワークショップを、専門家等を招へいし各1回以上開催すること。また、別に示す「オンライン商談」および「道産食品のテスト販売」の実施を見据え、北海道食産業振興課が実施する「道産食品輸出企業海外進出促進事業」や日本貿易振興機構(ジェトロ)などの貿易支援機関・団体が企業向けに実施している研修等にも参加できるような構成とすること。

(ア) 米国市場の現状や消費者ニーズ

(イ) 米国への輸出手続きや輸出規制

(ウ) オンライン商談における商品の売り込み方(魅力の伝え方)などのスキル獲得

イ 参加企業の募集

以下の項目を踏まえた募集方法とすること。

(ア) 道内の商社やメーカー、団体から募集し、15社・団体以上からの参加を募ること。

(イ) 募集は、別に示す「道産食品のテスト販売」並びに「オンライン商談」が研修会参加者を中心に実施される一連の取組となることを留意し行うこと。

ウ 実施方法

研修会は、札幌市内でのオフライン開催を基本とするが、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、オンライン参加も可能とするなど広く道内各地から参加できるよう効果的な方法とすること。

エ アンケートの実施

研修会終了後は、参加企業に対し、研修内容の評価などに関するアンケートを実施すること。なお、アンケートの内容は委託者と協議して決定すること。

オ その他

研修会の実施に向けては、委託者と随時協議しながら進めること。

(2) オンライン商談の実施

ア 実施内容

以下の項目を踏まえた実施内容すること。

(ア) 研修会の参加企業を中心に、計 10 社以上の道内企業から参加を得ること。

(イ) バイヤーは、現地小売店や飲食店の計 5 社以上から参加を得ること。

(ウ) 実施時期は、別に示す「(3) テスト販売」実施後を検討すること。

(エ) 事前のサンプル送付や企業・商品の説明動画等の活用支援等、成約に向けた商談を設定すること。

(オ) 参加企業に対しては、日本貿易振興機構(ジェトロ)が運営するオンラインカタログサイト「Japan Street」への登録も促し、事業期間中はそのサポートを行うこと。

(カ) 商談で使用する商品情報シートは、「Japan Street」で使用するものと同様の様式とすること。なお様式は、下記 URL より事前登録のうえ入手すること。

(参考 URL : https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html)

(キ) 参加企業に対しては、商談前に模擬商談へ参加できるような構成が望ましい。

(ク) 日本貿易振興機構(ジェトロ)が実施する米国向け「サンプルショールーム事業」の活用についても検討すること。

イ オンライン商談終了後のフォローアップ

受託者は、オンライン商談後もバイヤーとの商談が継続している場合には、事業期間の間は、道内参加企業と現地バイヤーへの商品売り込みなどフォローアップを行うこと。

ウ その他

オンライン商談の実施に向けては、委託者と随時協議しながら進めること。

(3) 道産食品のテスト販売の実施

ア 実施内容

上記研修会で学んだことを実践で活かせるよう、以下の項目および「イ 販売商品数」を加味し、実施すること。

(ア) 店舗は、米国西海岸(カリフォルニア州)にある現地小売店並びに飲食店(テイクアウト店、デリバリー店なども含む)の 1 店舗以上とし、実施期間は、1 週間以上とすること。

(イ) 販売時期は、米国の商戦期等を念頭に最も適当な時期とすること。

イ 販売商品

研修会に参加した企業が取り扱う道産食品を中心に、計 10 社以上の道内企業から合わせて 30 品目以上の商品を取り揃えること。ただし、これ以外に畜産品(想定:道産和牛)や水産品(想定:水産エコラベル認証を受けたホタテや秋サケを中心とした道産水産物)、日本酒などの道が米国市場に向けた重点品目や現地ニーズを考慮した商品を取り揃えることが望ましい。

ウ 参加企業への対応

以下の項目を踏まえた対応を行うこと。

(ア) テスト販売についての概要を提供し、サポートを図ること。

(イ) 参加企業がテスト販売商品の選定に参考となるよう、日本貿易振興機構(ジェトロ)等が実施検討中の模擬商談への参加を促すこと。

(ウ) 複数の商品を組み合わせたバイヤーへの売り方(例:日本酒とおつまみのセット販売)等の提案をすること。

(エ) その他、参加企業とは必要に応じて連絡調整を行い、フォローアップを行うこと。

(オ) 参加企業の商品に関する販売売上げ及び在庫は受託者に属することとする。

エ 売場レイアウトの作成(備品・什器、照明等、設備の設置を含む)

以下の項目および「キ 売場の装飾」を踏まえて、売場レイアウトや装飾、PR 方法等とすること。

- (ア) 販売する商品や分野を踏まえ、効率的に展示・販売を行い、北海道の食の魅力を最大限発信できるようにすること。
- (イ) 商品を適切に展示・管理するための備品(食器棚、テーブル、イス、冷蔵・冷凍庫等)の借り上げを行うこと。

オ 売場の装飾

- (ア) ブース全体で北海道をイメージさせる、写真やモニター・バナー等による装飾。
- (イ) 企業ロゴやポスター等を活用した企業や商品の特徴のプロモーションに資する装飾。
- (ウ) アイヌ文化及び縄文文化に関する情報を発信する装飾。
- (エ) 出展にあたっては、北海道食産業振興課が進める「食絶景北海道」のロゴやポスターを活用するなどして、北海道産のPRに繋がる効果的な中身となるよう対応すること。具体的な活用内容については委託者と確認すること。

カ 商品の輸出等

以下の項目および「キ 啓発資材の輸送」を踏まえた輸出を行うこと。

- (ア) 商品の輸出にあたっては、受託者の指定する場所(日本国内)から出港地(海路、空路を含む)までの輸送、輸出手続(商品の通関等輸出に係る一切の手続)、米国の目的港(海路、空路を含む)までの輸送、米国の目的港から出展会場までの輸送を行うこと。
- (イ) 商品の種類に応じ、冷凍、冷蔵、常温などの区分を踏まえ、適切な保管、管理、輸送、輸出を行うこと。また、テスト販売期間中も適切な保管、管理を行うこと。
- (ウ) 輸出にあたり、日本及び米国の貿易に関する関係諸法規に従い、正規通関を実施すること。

キ 啓発資材の輸送

委託者や出展企業が会場で使用するポスターやパンフレット等資材のとりまとめを行い、会場店舗までの輸送を行うこと。

ク 人員配置

以下の項目を踏まえた人員配置とすること。

- (ア) テスト販売開始までの準備やテスト販売店舗との調整業務にあたり、日本語と英語の通訳が可能な人員を1名以上配置すること。
- (イ) テスト販売期間中、会場に日本語と英語の商談通訳が可能な人員を1名以上配置し、テスト販売会場の管理運営のほか、出展企業の販売支援を行うこと。
- (ウ) 米国への渡航が可能となった場合は、テスト販売期間中に現地参加企業1社あたり1名以上の通訳を現地に配置するとともに、販売員を配置すること。

ケ 現地送迎

米国への渡航が可能となった場合は、バス等の車輛を借り上げ、空港、ホテル間について、道内参加企業等関係者の送迎を行うこと。

コ テスト販売実施にあたっての連携・協力

テスト販売にあたり、企画提案以外の現地の企業などから連携・協力(想定:現地日系飲食店における中食展開など)のオファーがあった場合には、委託者と協議しながら、対応すること。

サ テスト販売終了後のフォローアップ

受託者は、来場者に対し、販売商品などに関するアンケートを実施するとともに、テスト販売参加企業に対し、アンケートの結果や販売数量・金額を報告すること。

シ その他

テスト販売の実施に向けては、委託者と随時協議しながら進めること。

(4) 実績報告書及び成果品の提出

ア 実績報告書

以下の内容を基本に整理し提出するものとする。

- (ア) 米国市場参入実践研修会の実施概要と結果(参加企業の受講した感想、研修内容の検証、分析)
- (イ) オンライン商談の実施概要と結果(商談における成約、成約見込、不成約およびバイヤーの感想、それらの理由、分析)
- (ウ) 道産食品のテスト販売の実施概要と結果(売上、売上上位の商品、現地の嗜好・消費傾向、それらの理由、分析)
- (エ) 上記のア～ウについての分析と課題の抽出
- (オ) 抽出した課題の考察による対応策や提案

イ 成果品

上記(ア)～(オ)をまとめた対外的に説明し利用できる小冊子等を作成し提出するものとする。

※実績報告書は、電子媒体(DVD-R1枚)・紙媒体(冊子2部)を提出すること。

※小冊子の場合は、電子媒体(DVD-R1枚)・紙媒体(小冊子10部)を提出すること。

※PR素材等は 電子媒体(DVD-R1枚)を作成すること。

※成果品の著作権は、道に帰属するものとする。

※著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

4 業務処理計画書について

受託者が契約書4条の規定に基づき提出する業務処理計画書は次のとおりとする。

- ・業務処理計画書(別記第1号様式)

5 実績報告等について

受託者が、契約書第11条の規定に基づき提出する実績報告等については、次のとおりとする。

ア 実績報告書(別記第2号様式)

イ 成果品

6 取得財産の管理

委託業務の実施により取得した財産は、取得後、速やかに財産台帳に登録し、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、業務終了後、財産台帳の写しを委託者に提出するものとする。

7 再委託について

次の要件を満たす場合は、契約書第3条ただし書に基づき再委託を行うことができるものとする。

- (1) 再委託をさせようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないとき。
- (2) 再委託させることの合理的理由があるとき。

(3) 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

8 その他

(1) 業務の遂行にあたっては、企画提案の内容を基本として、道との連携に留意すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症などの影響により委託業務の実施の中止や業務内容を変更する場
合がある。